

公共広告物設置届出書

年 月 日

羽 曳 野 市 長 様

所在地

団体名

代表者

大阪府屋外広告物条例第8条第1項ただし書の規定により、公共広告物の設置の届出をします。

① 広告物等の種類	
② 広告物等の大きさ	縦 m 横 m 面積 m ²
③ 広告物等の設置場所	(用途地域)
④ 広告物等の設置目的	
⑤ 広告物等の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
⑥ 広告物等の管理責任者 (連絡先)	

<p>⑦ 付近見取図</p>	<p>主要道路等の名称を必ず記入してください</p>
<p>⑧ 写真貼付欄</p>	
<p>⑨ 備考</p>	

注：1 広告物等を掲出する場所の所在を示した付近見取図を添付する場合は、⑦欄の記入は要しません。

2 広告物等の設置状況を示したカラー写真を添付する場合は、⑧欄の記入は要しません。

3 配置図を添付してください。

(条例第8条の2第1項第1号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)

4 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類

(条例第8条の2第1項第2号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)

5 府又は市町村が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面

6 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状

7 市長が必要と認める書類

8 「広告物等」とは、広告物又は掲出物件をいいます。